

東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定（渋谷区決定）

都市計画道玄坂二丁目南地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

名 称		道玄坂二丁目南地区第一種市街地再開発事業			
施行区域面積		約 0.8ha			
公共施設の配置及び規模	道路	種 別	名 称	規 模	備 考
		幹線道路	都市計画道路幹線街路（放射街路第4号線）	別に都市計画に定めるとおり。	整備済
		区画道路	特別区道第407号路線	幅員4m、延長約75m	拡幅
建築物の整備	建築面積	延べ面積 [容積対象面積]	主要用途	高さの限度	備 考
	約 5,300 m ²	約 84,000 m ² [約 74,000 m ²]	事務所、ホテル、 店舗、駐車場	高層部：GL+155m 中層部：GL+ 60m (塔屋を含む)	GL は T.P.+22m
建築敷地の整備	建築敷地面積	整備計画			
	約 6,720 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・ゆとりある良好な歩行者空間を確保するため、道路境界線から建築物の壁面を後退する。 ・都市計画道路幹線街路（放射街路第4号線）沿いに広場を整備し、にぎわいと憩いの場の創出を図る。 ・立体的な歩行者動線を整備し、道玄坂一丁目と二丁目を結ぶ歩行者ネットワークを形成する。 			
参 考		地区計画区域内及び高度利用地区内にあり。			

「施行区域、公共施設の配置、建築物の高さの限度及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり。」

理由：土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、歩行者ネットワークやにぎわいの形成のため、第一種市街地再開発事業を決定する。